

二 軍備制限問題 (二)

海軍制限条約ハ締約国全部ノ批准ヲ待テ効力ヲ發生スルモノナルモ同条約第十九条ニ依レハ太平洋防備制限ニ関シテハ条約調印ノ時ニ於ケル現状ヲ維持スヘキモノナルニ付帝國政府ハ此規定ノ精神ヲ尊重シ我公正ナル態度ヲ明カニスル為直ニ小笠原島及奄美大島ノ防備工事中止シ且其旨公表スルコトト致度シ

170 11年2月26日 (着)

在米國幣原大使ヨリ
内田外務大臣宛 (電報)

グアム、フィリピンノ防備工事中止ニ関シ米

國務長官代理応答ノ件

第六五号

(一六八文書)
貴電第三七号ニ関シ

二月二十四日國務長官代理ニ面会ノ節本使ハ米國政府ハ既ニ「グアム」比律賓ノ防備工事中止ノ命令ヲ發シタル旨ノ新聞紙記事ニ言及シ其報道ノ正確ナルヤ否ヤヲ問ヒ日本ニ於テモ目下同様ノ措置ヲ考量中ナル旨ヲ付言シタル処同代理ハ当國海軍ノ側ガ右ノ措置ヲ詮議シツツアリタルコトハ

(三) 海軍軍備制限条約

172 11年2月6日 調印

海軍軍備制限ニ関スル条約

海軍軍備制限ニ関スル条約

亜米利加合衆國、英帝國、仏蘭西國、伊太利國及日本國ハ一般ノ平和ノ維持ニ貢獻シ且軍備競争ノ負担ヲ軽減セムコトヲ望ミ

右目的ヲ達成スル為各自ノ海軍軍備ヲ制限スルノ条約ヲ締結スルコトニ決シ之カ為左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ
亜米利加合衆國大統領

合衆國人民「チアールス、エヴァンス、ヒューズ」

同 「ヘンリー、カボット、ロジ」

同 「オスカー、ダブリュー、アンダウッド」

同 「エリヒュー、ルート」

大不列顛愛蘭連合王國及大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下

樞密院議長國會議員「アーサー、ジェームス、バルフ

オア」

二 軍備制限問題 (三)

四六〇

聞及ビタルモ既ニ發令済ナリヤハ承知セズ何レニスルモ条約ハ調印ノ時ニ於ケル現状維持ヲ約束シ居ルニ鑑ミ今尚工事ヲ繼續シ更ニ条約實施ノ晚之ヲ除去スルガ如キハ不經濟ナルヲ以テ今日ヨリ工事中止スルヲ至當トスベシ何レ右事實ノ有無ハ当局ニ確メタル上ニテ通報スベシト答ヘタリ

171 11年2月27日

外務省公表

小笠原島、奄美大島ノ防備工事中止及ビ台灣、

澎湖島ノ防備現状維持ノ件

大正十一年二月六日華盛頓ニ於テ調印セラレタル海軍制限条約ハ締約国全部ノ批准ヲ俟テ効力ヲ發生スルモノナルモ同条約第十九条ニ依レハ太平洋ニ於ケル日英米三国ノ防備制限ニ関シテハ条約調印當時ノ現状ヲ維持スヘキコトトナリ居ルヲ以テ帝國政府ハ此ノ規定ノ精神ヲ尊重シ直ニ小笠原島及奄美大島ノ防備工事中止シ又台灣及澎湖島ノ防備モ現状ノ儘トナスコトニ決シ既ニ其ノ措置ヲ執リタリ

海軍大臣男爵「リー、オヴ、フェアラム」

亜米利加合衆國駐劄特命全權大使「サー、オークラン

ド、キャンブル、ゲデス」

加奈陀

「ロバート、レアド、ボーデン」

濠太利連邦

内務大臣上院議員「ジョージ、フォスター、ピアス」

新西蘭

新西蘭最高法院判事「サー、ジョン、ウィリアム、サ

ルモンド」

南阿弗利加連邦

國會議員「アーサー、ジェームス、バルフォア」

印度

印度參議院議員「ヴァリングマン、サンカラナラヤ

ナ、スリニヴァサ、サストリ」

仏蘭西共和國大統領

殖民大臣下院議員「アルベール、サロー」

四六一

亜米利加合衆国駐劄特命全權大使「ジュール、ジー、ジュスラン」

伊太利国皇帝陛下

参議院議員「カルロ、シァンツェル」

亜米利加合衆国駐劄特命全權大使参議院議員「ヴィットリオ、ロランディ、リッチ」

参議院議員「ルイジ、アルベルティニ」

日本国皇帝陛下

海軍大臣男爵 加藤友三郎

亜米利加合衆国駐劄特命全權大使男爵 幣原喜重郎

外務次官 埴原正直

右各委員ハ互ニ其ノ全權委任状ヲ示シ之カ良好妥当ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一章

海軍軍備ノ制限ニ関スル一般規定

第一条

締約国ハ本条約ノ規定ニ従ヒ各自ノ海軍軍備ヲ制限スヘキコトヲ約定ス

又ハ取得スルコトヲ得ヘキ代換噸数以外ニ新主力艦ヲ建造シ又ハ取得スルコトヲ得ス

第二章第三節ニ従ヒ代換セラレタル軍艦ハ同章第二節ノ規定ニ従ヒ之ヲ処分スヘシ

第四条

各締約国ノ主力艦合計代換噸数ハ基準排水量ニ於テ合衆国五十二万五千噸（五十三万三千四百「メートル」式噸）、英帝国五十二万五千噸（五十三万三千四百「メートル」式噸）、仏蘭西国十七万五千噸（十七万七千八百「メートル」式噸）、伊太利国十七万五千噸（十七万七千八百「メートル」式噸）、日本国三十一万五千噸（三十二万四千「メートル」式噸）ヲ超ユルコトヲ得ス

第五条

基準排水量三万五千噸（三万五千五百六十「メートル」式噸）ヲ超ユル主力艦ハ何レノ締約国モ之ヲ取得シ又ハ之ヲ建造シ、建造セシメ若ハ其ノ法域内ニ於テ之カ建造ヲ許スコトヲ得ス

第六条

何レノ締約国ノ主力艦モ口径十六吋（四百六「ミリメートル

第二条

締約国ハ第二章第一節ニ掲クル主力艦ヲ各自保有スルコトヲ得本条約実施ノ上ハ合衆国、英帝国及日本国ノ既成又ハ建造中ノ他ノ一切ノ主力艦ハ第二章第二節ノ規定ニ従ヒ之ヲ処分スヘシ但シ本条中ノ左ノ諸規定ヲ留保ス

合衆国ハ第二章第一節ニ掲クル主力艦ノ外現ニ建造中ノ「ウェスト、ヴァージーニア」級二隻ヲ完成シ之ヲ保有スルコトヲ得右二隻完成ノ上ハ「ノース、ダコータ」及「デラウェア」ハ第二章第二節ノ規定ニ従ヒ之ヲ処分スヘシ

英帝国ハ第二章第三節ノ代換表ニ従ヒ基準排水量各三万五千噸（三万五千五百六十「メートル」式噸）ヲ超エサル新主力艦二隻ヲ建造スルコトヲ得右二隻完成ノ上ハ「サンダラー」、「キング、ジョージ」五世、「エーリアックス」及「センチュリーオン」ハ第二章第二節ノ規定ニ従ヒ之ヲ処分スヘシ

第三条

第二条ノ規定ヲ留保シ締約国ハ各自ノ主力艦建造計画ヲ廃止スヘキ又締約国ハ第二章第三節ニ掲クル所ニ従ヒ建造シ

ル」ヲ超ユル砲ヲ装備スルコトヲ得ス

第七条

各締約国ノ航空母艦合計噸数ハ基準排水量ニ於テ合衆国十三万五千噸（十三万七千六百六十「メートル」式噸）、英帝国十三万五千噸（十三万七千六百六十「メートル」式噸）、仏蘭西国六万噸（六万九百六十「メートル」式噸）、伊太利国六万噸（六万九百六十「メートル」式噸）、日本国八万一千噸（八万二千二百九十六「メートル」式噸）ヲ超ユルコトヲ得ス

第八条

航空母艦ノ代換ハ第二章第三節ノ規定ニ従フノ外之ヲ行フコトヲ得ス但シ千九百二十一年十一月十二日ニ現存シ又ハ建造中ノ一切ノ航空母艦ハ之ヲ試験的ノモノト看做スヘキ且其ノ艦齡ノ如何ニ拘ラス第七条ニ規定スル合計噸数ノ範圍内ニ於テ之ヲ代換スルコトヲ得

第九条

基準排水量二万七千噸（二万七千四百三十二「メートル」式噸）ヲ超ユル航空母艦ハ何レノ締約国モ之ヲ取得シ又ハ之ヲ建造シ、建造セシメ若ハ其ノ法域内ニ於テ之カ建造ヲ

許スコトヲ得ス

尤モ各締約国ハ其ノ航空母艦ノ割当合計噸数ヲ超エサル限リ基準排水量各三万三千噸(三万三千五百二十八「メートル」式噸)ヲ超エサル航空母艦二隻以内ヲ建造スルコトヲ得ヘク又經費節約ノ為各締約国ハ第二条ノ規定ニ依リ廃棄スヘキ既成又ハ建造中ノ主力艦中ノ二隻ヲ右目的ニ利用スルコトヲ得基準排水量二万七千噸(二万七千四百三十二「メートル」式噸)ヲ超ユル航空母艦ノ武装ハ第十条ノ規定ニ準拠スヘシ但シ備砲中ニ口径六吋(百五十二「ミリメートル」)ヲ超ユルモノアルトキハ航空機防禦砲及口径五吋(百二十七「ミリメートル」)以下ノ砲ヲ除クノ外備砲ノ数ハ合計八門ヲ超ユルコトヲ得ス

第十条

何レノ締約国ノ航空母艦モ口径八吋(二百三「ミリメートル」)ヲ超ユル砲ヲ裝備スルコトヲ得ス備砲中ニ口径六吋(百五十二「ミリメートル」)ヲ超ユルモノアルトキハ航空機防禦砲及口径五吋(百二十七「ミリメートル」)以下ノ砲ヲ除クノ外備砲ノ数ハ合計十門ヲ超ユルコトヲ得ス但シ第九条ノ規定ノ適用ヲ妨クルコトナシ又備砲中ニ口径六吋

(百五十二「ミリメートル」)ヲ超ユルモノナキトキハ砲ノ数ハ制限セラルルコトナシ右何レノ場合ニ於テモ航空機防禦砲及口径五吋(百二十七「ミリメートル」)ヲ超エサル砲ノ数ハ制限セラルルコトナシ

第十一条

主力艦又ハ航空母艦以外ノ軍艦ニシテ基準排水量一万噸(一万百六十「メートル」式噸)ヲ超ユルモノハ何レノ締約国モ之ヲ取得シ又ハ建造シ、建造セシメ若ハ其ノ法域内ニ於テ之ヲ建造ヲ許スコトヲ得ス特ニ戰闘用艦船トシテ建造セラレタルモノニ非サル船舶又ハ戰闘用トシテ平時政府ノ管理ノ下ニ置カレタルモノニ非サル船舶ニシテ艦隊要務又ハ軍隊輸送ノ為其ノ他戰闘用艦船トシテ為ス以外ノ敵對行為ノ遂行ヲ幫助スル為使用セラルルモノハ本条ノ制限ヲ受ケサルモノトス

第十二条

将来起工セラルヘキ何レノ締約国ノ軍艦モ主力艦ヲ除クノ外口径八吋(二百三「ミリメートル」)ヲ超ユル砲ヲ裝備スルコトヲ得ス

第十三条

規定スル軍艦ニ関スル細目ヲ通知スヘシ

第十七条

締約国ハ戰爭ニ從事スル場合ニ於テハ其ノ法域内ニ於テ他國ノ為ニ建造中ノ軍艦又ハ其ノ法域内ニ於テ他國ノ為ニ建造シタルモノ引渡ヲ了セサル軍艦ヲ軍艦トシテ使用スルコトヲ得ス

第十八条

各締約国ハ贈与、売却又ハ如何ナル讓渡ノ形式ニ依ルヲ問ハス外国海軍ニ於テ軍艦ト為スヲ得ルカ如キ方法ニ依リ其ノ軍艦ヲ処分セサルヘキコトヲ約ス

第十九条

合衆國、英帝國及日本國ハ左ニ掲クル各自ノ領土及屬地ニ於テ要塞及海軍根拠地ニ関シ本条約署名ノ時ニ於ケル現狀ヲ維持スヘキコトヲ約定ス

(一)合衆國カ太平洋ニ於テ現ニ領有シ又ハ将来取得スルコトアルヘキ島嶼タル屬地但シ(イ)合衆國、「アラスカ」及巴奈馬運河地帯ノ海岸ニ近接スル島嶼(「アリニューシアン」諸島ヲ包含セス)並(ロ)布哇諸島ヲ除ク

(二)香港及英帝國カ東經百十度以東ノ太平洋ニ於テ現ニ領有

第九条ニ規定スル場合ヲ除クノ外本条約中ニ廃棄スヘキモノトシテ指定セラレタル軍艦ハ再ヒ之ヲ軍艦ニ変更スルコトヲ得ス

第十四条

商船ハ軍艦ニ変更スルノ目的ヲ以テ平時之ニ武装ヲ施スノ準備ヲ為スコトヲ得ス但シ口径六吋(百五十二「ミリメートル」)ヲ超エサル砲ヲ裝備スル為必要ナル甲板ノ補強設備ハ此ノ限ニ在ラス

第十五条

何レノ締約国ノ法域内ニ於テ非締約国ノ為ニ建造スル軍艦モ締約国ノ建造シ又ハ建造セシムル同型ノ軍艦ニ付本条約ニ規定スル排水量及武装ニ関スル制限ヲ超ユルコトヲ得ス但シ非締約国ノ為ニ建造スル航空母艦ノ排水量ハ如何ナル場合ニ於テモ基準排水量二万七千噸(二万七千四百三十二「メートル」式噸)ヲ超ユルコトヲ得ス

第十六条

締約国ノ法域内ニ於テ非締約国ノ為ニ軍艦ヲ建造スルトキハ該締約国ハ他ノ締約国ニ對シ契約締結ノ日及軍艦ノ竜骨据付ノ日ヲ速ニ通報シ且第二章第三節第一款(ロ)及(四)ニ

二 軍備制限問題 (三)

シ又ハ将来取得スルコトアルヘキ島嶼タル属地但シ(イ)加
奈陀海岸ニ近接スル島嶼(ロ)濠太利連邦及其ノ領土並(ハ)新
西蘭ヲ除ク

(三)太平洋ニ於ケル日本国ノ下記ノ島嶼タル領土及属地即チ
千島諸島、小笠原諸島、奄美大島、琉球諸島、台湾及澎
湖諸島並日本国カ将来取得スルコトアルヘキ太平洋ニ於
ケル島嶼タル領土及属地

前記ノ現状維持トハ右ニ掲クル領土及属地ニ於テ新ナル要
塞又ハ海軍根拠地ヲ建設セサルヘキコト、海軍力ノ修理及
維持ノ為現存スル海軍諸設備ヲ増大スルノ処置ヲ執ラサル
ヘキコト並右ニ掲クル領土及属地ノ沿岸防禦ヲ増大セサル
ヘキコトヲ謂フ但シ右制限ハ海軍及陸軍ノ設備ニ於テ平時
慣行スルカ如キ磨損セル武器及裝備ノ修理及取替ヲ妨クル
コトナシ

第二十条

第二章第四節ニ規定スル排水量噸数算定ノ規則ハ各締約国
ノ軍艦ニ之ヲ適用ス

第二章

本条約実施ニ関スル規則及用語ノ定義

「ワイオーミング」	二六、〇〇〇
「フロリダ」	二一、八二五
「ユター」	二一、八二五
「ノース、ダコータ」	二〇、〇〇〇
「デラウェア」	二〇、〇〇〇
合計噸数	五〇〇、六五〇

第二条ノ規定ニ從ヒ「ウェスト、ヴァージーニア」級二隻
ヲ完成シ且「ノース、ダコータ」及「デラウェア」ヲ廢
棄シタル上ハ合衆国ノ保有スル合計噸数噸ハ五十二万五千八
百五十噸ナリ

英帝国ノ保有シ得ヘキ軍艦

艦 名	噸 数
「ロイヤル、ソヴェレン」	二五、七五〇
「ローヤル、オーク」	二五、七五〇
「リヴェンジ」	二五、七五〇
「レゾリューション」	二五、七五〇
「ラミリス」	二五、七五〇
「マラヤ」	二七、五〇〇
「ヴァリアント」	二七、五〇〇

二 軍備制限問題 (三)

第一節

締約国ノ保有シ得ヘキ主力艦

各締約国ハ第二条ノ規定ニ從ヒ本節ニ掲クル軍艦ヲ保有ス
ルコトヲ得

合衆国ノ保有シ得ヘキ軍艦

艦 名	噸 数
「メーリランド」	三三、六〇〇
「カリフォルニア」	三三、三〇〇
「テネシー」	三三、三〇〇
「アイダホ」	三三、〇〇〇
「ニュー、メキシコ」	三三、〇〇〇
「ミシシッピ」	三三、〇〇〇
「アリゾナ」	三一、四〇〇
「ペンシルヴェーニア」	三一、四〇〇
「オクラホーマ」	二七、五〇〇
「ネヴァーダ」	二七、五〇〇
「ニュー、ヨーク」	二七、〇〇〇
「テキサス」	二七、〇〇〇
「アーカンソー」	二六、〇〇〇

「バーラム」	二七、五〇〇
「クウィン、エリザベス」	二七、五〇〇
「ウェアスパイト」	二七、五〇〇
「ベンボー」	二五、〇〇〇
「エンペラー、オヴ、インディア」	二五、〇〇〇
「アイアン、デューク」	二五、〇〇〇
「マーバラ」	二五、〇〇〇
「フッド」	四一、二〇〇
「リナウン」	二六、五〇〇
「リバルス」	二六、五〇〇
「タイガー」	二八、五〇〇
「サンダラー」	二二、五〇〇
「キング、ジョージ」	二三、〇〇〇
「エージアックス」	二三、〇〇〇
「センチュリーオン」	二三、〇〇〇
合計噸数	五八〇、四五〇

第二条ノ規定ニ從ヒ建造セラルヘキ新軍艦二隻ヲ完成シ且
「サンダラー」、「キング、ジョージ」五世、「エージアッ
クス」及「センチュリーオン」ヲ廢棄シタル上ハ英帝国ノ

二 軍備制限問題 (三)

保有スル合計噸数ハ五十五万八千九百五十噸ナリ

仏蘭西国ノ保有シ得ヘキ軍艦

艦名	噸数(メートル式噸)
「ブルターニュ」	二三、五〇〇
「ロレーヌ」	二三、五〇〇
「プロヴァンス」	二三、五〇〇
「バリー」	二三、五〇〇
「フランス」	二三、五〇〇
「ジャン、パール」	二三、五〇〇
「クールベール」	二三、五〇〇
「コンドルセー」	一八、八九〇
「ディドロ」	一八、八九〇
「ヴォルテール」	一八、八九〇
合計噸数	二二二、一七〇

仏蘭西国ハ第三節第二款ノ規定ニ從ヒ千九百二十七年、千九百二十九年及千九百三十一年ニ新艦ヲ起スルコトヲ得

伊太利国ノ保有シ得ヘキ軍艦

艦名	噸数(メートル式噸)
「アンドレア、ドーリア」	二二、七〇〇
扶桑	三〇、六〇〇
霧島	二七、五〇〇
榛名	二七、五〇〇
比叡	二七、五〇〇
金剛	二七、五〇〇
合計噸数	三〇一、三二〇

第二節

軍艦廃棄ニ関スル規則

第二条及第三条ノ規定ニ從ヒ処分スヘキ軍艦ノ廃棄ニ関シテハ左ノ諸規則ヲ遵守スヘシ

一 廃棄スル軍艦ハ之ヲ戦闘用ニ供シ得サル状態ニ置クコトヲ要ス

二 右結果ハ左ノ方法ノ何レカノ一ニ依リ確定的ニ之ヲ実現スルコトヲ要ス

- (イ) 軍艦ヲ永久ニ沈没セシムルコト
- (ロ) 軍艦ヲ解体スルコト 解体ハ必ス一切ノ機械、汽罐及装甲並一切ノ甲板、舷側及船底ノ鉄ノ破壊又ハ撤去ヲ含ムヘキモノトス
- (ハ) 軍艦ヲ専ラ標的用ニ変更スルコト 此ノ場合ニ於テ

二 軍備制限問題 (三)

「カイオ、デウイリオ」	二二、七〇〇
「コンテ、ディ、カヴァール」	二二、五〇〇
「ジュリオ、チェザーレ」	二二、五〇〇
「レオナルド、ダ、ヴィンチ」	二二、五〇〇
「ダンテ、アリギエーリ」	一九、五〇〇
「ローマ」	二二、六〇〇
「ナポリ」	二二、六〇〇
「ヴィットーリオ、エマヌエレ」	二二、六〇〇
「レジナ、エレナ」	二二、六〇〇
合計噸数	一八二、八〇〇

伊太利国ハ第三節第二款ノ規定ニ從ヒ千九百二十七年、千九百二十九年及千九百三十一年ニ新艦ヲ起スルコトヲ得

日本国ノ保有シ得ヘキ軍艦

艦名	噸数
陸奥	三三、八〇〇
長門	三三、八〇〇
日向	三一、二六〇
伊勢	三一、二六〇
山城	三〇、六〇〇

本節第三号ノ一切ノ規定ハ予メ之ヲ遵守スルコトヲ要ス但シ(イ)軍艦ヲ移動標のトシテ使用スルニ必要ナル限度ニ於テ)及(ロ)此ノ限ニ在ラス各締約国ハ右目的ノ為同時ニ一隻ヲ超ユル主力艦ヲ保有スルコトヲ得ス

(ニ) 仏蘭西国及伊太利国ハ千九百三十一年又ハ其ノ以後ニ於テ本条約ニ依リテ廃棄スヘキ主力艦中ヨリ専ラ練習用ノ為即チ砲術学校又ハ水雷学校用トシテ航海可能ノモノニ隻ヲ各自保有スルコトヲ得仏蘭西国ノ保有スル右軍艦ニ隻ハ「ジャン、パール」級ノモノタルヘク又伊太利国ノ保有スルモノノ内一隻ハ「ダンテ、アリギエーリ」ニシテ他ノ一隻ハ「ジュリオ、チェザーレ」級ノモノタルヘシ仏蘭西国及伊太利国ハ前記目的ノ為右軍艦ヲ保有スルニ当リ其ノ司令塔ヲ撤去破壊シ且該軍艦ヲ軍艦トシテ使用セサルヘキコトヲ各自約定ス

三

(イ) 第九条ニ掲クル例外ヲ留保シ軍艦カ廃棄ノ時期ニ到達シタルトキハ直ニ廃棄ノ第一期作業即チ軍艦ヲ爾後戦闘任務ニ堪ヘサルモノト為スコトニ著手スヘシ

(ロ) 軍艦ハ左ノ諸物件ヲ撤去陸揚シ又ハ艦内ニ於テ破壊シタルトキハ爾後戦闘任務ニ堪ヘサルモノト認メラル

二 軍備制限問題 (三)

四七〇

ヘシ

- (一) 一切ノ砲及砲ノ主要部分、砲火指揮所並一切ノ露砲塔及砲塔ノ旋回部
- (二) 水圧又ハ電力ヲ以テ作動スル砲架ノ操作ニ必要ナル一切ノ機械
- (三) 一切ノ砲火指揮用具及距離測定儀
- (四) 一切ノ彈藥、爆藥及機雷
- (五) 一切ノ魚雷、實用頭部及発射管
- (六) 一切ノ無線電信裝置
- (七) 司令塔及一切ノ舷側裝甲又ハ此等ノ代リニ一切ノ主要推進機械

(ハ) 一切ノ飛行機發着用甲板及其ノ他一切ノ航空用付屬物件

四 軍艦ノ廢棄ヲ実行スヘキ期間左ノ如シ

- (イ) 第二条第一項ニ依リ廢棄スヘキ軍艦ニ付テハ本節第三号ニ從ヒ爾後戰闘任務ニ堪ヘサルモノト為スノ作業ヲ本條約実施ノ時ヨリ六月内ニ完了シ且其ノ廢棄ヲ右実施ノ時ヨリ十八月内ニ全部完了スヘシ
- (ロ) 第二条第二項及第三項ニ依リ又ハ第三条ニ依リ廢棄

スヘキ軍艦ニ付テハ本節第三号ニ從ヒ爾後戰闘任務ニ堪ヘサルモノト為スノ作業ハ其ノ代艦完成ノ日以前ニ之ヲ開始シ右完成ノ日ヨリ六月内ニ之ヲ完了スヘシ該軍艦ハ其ノ代艦完成ノ日ヨリ十八月内ニ本節第二号ニ從ヒ確定的ニ之ヲ廢棄スヘシ但シ新艦ノ完成遲延ストキハ本節第三号ニ從ヒ旧艦ヲ爾後戰闘任務ニ堪ヘサルモノト為スノ作業ハ新艦ノ竜骨据付後四年内ニ之ヲ開始シ該作業開始ノ日ヨリ六月内ニ之ヲ完了スヘク且旧艦ハ爾後戰闘任務ニ堪ヘサルモノト為スノ作業開始ノ日ヨリ十八月内ニ本節第二号ニ從ヒ確定的ニ之ヲ廢棄スヘシ

第三節

代 換

主力艦及航空母艦ノ代換ハ本節第一款ノ規則及第二款ノ表ニ依リ之ヲ行フヘシ

第一款

代換ニ関スル規則

- (イ) 主力艦及航空母艦ニシテ其ノ完成ノ日ヨリ二十年ヲ經過シタルモノハ第八条及本節第二款ノ表ニ別段ノ規定ア

ニ於ケル平均吃水

ル場合ヲ除クノ外新艦建造ニ依リ第四条及第七条ニ定ムル範圍内ニ於テ之ヲ代換スルコトヲ得右新艦ノ竜骨ハ第八条及本節第二款ノ表ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外代換セラルヘキ旧艦ノ完成ノ日ヨリ十七年ヲ經過スルニ非サレハ之ヲ据付クルコトヲ得ス但シ主力艦ハ第二条第三項ニ掲クル軍艦及本節第二款ニ掲クル代換噸數ヲ除クノ外千九百二十一年十一月十二日ヨリ十年間ハ之ヲ起工スルコトヲ得ス

- (ハ) 主力艦又ハ航空母艦亡失シ又ハ不慮ノ事變ニ因リ破壊セラレタルトキハ第四条及第七条ニ定ムル噸數ノ範圍内ニ於テ且本條約ノ他ノ規定ニ從ヒ新艦建造ニ依リ直ニ之ヲ代換スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ正規ノ代換計画ハ該艦ノ関スル限り之ヲ繰上ケタルモノト認ム

- (ロ) 各締約国ハ速ニ左ノ事項ヲ他ノ各締約国ニ通知スヘシ
- (一) 新艦建造ニ依リ代換セラルヘキ主力艦及航空母艦ノ艦名

(二) 代艦建造ニ対スル政府公認ノ日

(三) 代艦ノ竜骨据付ノ日

(四) 起工スル各新艦ノ噸及「メートル」式噸ニ依ル基準排水量並主要寸法即チ水線全長、水線又ハ水線下ノ最大幅員及基準排水量ニ於ケル平均吃水

(五) 各新艦完成ノ日、完成ノ時ニ於ケル噸及「メートル」式噸ニ依ル基準排水量並完成ノ時ニ於ケル主要寸法即チ水線全長、水線又ハ水線下ノ最大幅員及基準排水量

- (ニ) 保有スヘキ主力艦又ハ航空母艦ハ空中及水中ノ攻撃ニ対スル防禦裝置ヲ施スノ目的ヲ以テスル場合ニ限り下記ノ規定ニ從ヒ之ヲ改造スルコトヲ得即チ締約国ハ右目的ノ為各現存艦ニ付其ノ増加スヘキ排水量三千噸(三千四百十八「メートル」式噸)ヲ超エサル限り「バルヂ」若ハ「プリスター」又ハ空中攻撃ニ対スル防禦甲板ヲ之ニ裝備スルコトヲ得舷側裝甲又ハ主砲ノ口径、數若ハ一般裝備法ハ左ノ場合ヲ除クノ外之ヲ變更スルコトヲ得ス

(一) 仏蘭西国及伊太利国ハ「バルヂ」ニ関シ増加スルコトヲ得ル噸數ノ範圍内ニ於テ其ノ現存主力艦ノ裝甲ヲ増加シ且其ノ備砲ノ口径ヲ十六吋(四百六「ミリメートル」)ヲ超エサル限り増大スルコトヲ得

(二) 英帝国ハ「リナウン」ニ付テハ既ニ開始シ一時中止

二 軍備制限問題(三)

四七二

シタル装甲変更工事ヲ完了スルコトヲ得

第二款 主力艦ノ代換及廃棄、合衆国

年 度	起 工 代 艦	完 成 代 艦	廃 棄 艦 (括弧内ノ数字ハ艦齡)	保有艦總數
一九二二			「メイン」(二〇)、「ミズーリ」(二〇)、「ヴァー ジーニア」(一七)、「ネブラスカ」(一七)、「ジョ ーシア」(一七)、「ニュー、ジャーシー」(一七)、「 ロード、アイランド」(一七)、「カネディカット」 (一七)、「ルイジアナ」(一七)、「ヴァーモント」 (一六)、「カンザス」(一六)、「ミネソタ」(一 六)、「ニュー、ハンプシャー」(一五)、「サウス、カ ロライナ」(一三)、「ミシガン」(一三)、「ウォシ ントン」(〇)、「サウス、ダコタ」(〇)、「インディ アナ」(〇)、「モンターナ」(〇)、「ノース、カロライ ナ」(〇)、「アイオワ」(〇)、「マッサチュセッツ」 (〇)、「レキシントン」(〇)、「コンスタチューショ ン」(〇)、「コンステレーション」(〇)、「サラト ーガ」(〇)、「レンジャー」(〇)、「ユナイテッド、ス テーツ」(〇) (註一)	一七
一九二三			「デラウェア」(一二)、「ノース、ダコタ」(一二)	一五
一九二四				一五
一九二五				一五
一九二六				一五

一九二七	「は」、「に」	「は」、「に」	「フロリダ」(二三)、「ユター」(二三)、「ワイオー ミング」(二二)	一五
一九二八	「は」、「に」	「は」、「に」	「アーカンソー」(二三)、「テキサス」(二二)、「ミ ネー、ヨーク」(二二)	一五
一九二九	「は」、「に」	「は」、「に」	「ネヴァーダ」(二〇)、「オクラホマ」(二〇)	一五
一九三〇	「は」、「に」	「は」、「に」	「アリゾナ」(二二)、「ペンシルヴェニア」(二 一)	一五
一九三一	「は」、「に」	「は」、「に」	「ミシシッピー」(二二)	一五
一九三二	「は」、「に」	「は」、「に」	「ニュー、メキシコ」(二二)、「アイダホ」(二〇)	一五
一九三三	「は」、「に」	「は」、「に」	「デネシー」(二〇)	一五
一九三四	「は」、「に」	「は」、「に」	「カリフォルニア」(二〇)、「メーリランド」(二 〇)	一五
一九三五	「は」、「に」	「は」、「に」	「ウェスト、ヴァージニア」級二隻	一五
一九三六	「は」、「に」	「は」、「に」		一五
一九三七	「は」、「に」	「は」、「に」		一五
一九三八	「は」、「に」	「は」、「に」		一五
一九三九	「は」、「に」	「は」、「に」		一五
一九四〇	「は」、「に」	「は」、「に」		一五
一九四一	「は」、「に」	「は」、「に」		一五
一九四二	「は」、「に」	「は」、「に」		一五

(註一) 合衆国ハ第二節第三号(四)ノ規定ニ準拠シタル上「オレゴン」及「イリノイ」ヲ非戦闘用トシテ保有スルコトヲ得
(註二) 「ウェスト、ヴァージニア」級二隻
備考—「い」、「ろ」、「は」、「に」等ハ当該年度ニ於テ起工シ及完成スヘキ基準排水量三万五千噸ノ各主力艦ヲ示ス

二 軍備制限問題 (三)

四七四

主力艦ノ代換及廃棄

英 帝 国

年 度	起 工 代 艦	完 成 代 艦	廃棄艦 (括弧内ノ数字ハ艦齡)	保有艦總數	
				前ノ型	後ノ型
一九二二	「い」、「ろ」(註二)	「い」、「ろ」	「コンモンウェルス」(一六)、「アガメンノン」(一三)、「ドレッドノート」(一五)、「ペレロフォン」(一二)、「セント、ヴィンセント」(一一)、「インフレクシブル」(一三)、「シュバーフ」(一二)、「ネプチューン」(一〇)、「ハーキュリーズ」(一〇)、「インドミタブル」(一三)、「デメレーア」(一二)、「ミュー、ジーランド」(九)、「ライオン」(九)、「プリンス、ローヤル」(九)、「コンケラー」(九)、「モナーク」(九)、「オライオン」(九)、「オーストレリア」(八)、「エジンコート」(七)、「エリン」(七)、建造又ハ計画中ノ四隻(註一)	二	一
一九二三				二	一
一九二四				二	一
一九二五				一七	三
一九二六			「キング、ジョージ五世」(一三)、「エーリアックス」(一二)、「センチューリオン」(一二)、「サンダラー」(一二)	一七	三
一九二七				一七	三
一九二八				一七	三

一九二九	「は」、「に」 「ほ」、「へ」 「と」 「ち」、「り」	「は」、「に」	「アイアン、デューク」(二〇)、「ヤーバラ」(二〇)、「エンペラー、オヴ、インディア」(二〇)、「ペンボ」(二〇) 「タイガー」(二二)、「クウィン、エリザベス」(二〇)、「ヴァースバイト」(二〇)、「バーラム」(二〇)、「マラヤ」(二〇)、「ローヤル、ソヴェレン」(二〇)、「リヴェンジ」(二二)、「レンリューション」(二二)「ローヤル、オーク」(二二) 「ヴァリアント」(二三)、「リバルス」(二三) 「リナウン」(二四) 「ラミリス」(二四)、「フッド」(二二) 「ス」(一七)、「ろ」(一七)	一七	三
一九三〇				一七	三
一九三一				一七	三
一九三二				一七	三
一九三三	「ぬ」 「る」、「を」 「か」、「よ」 「た」、「れ」	「と」 「ち」、「り」 「ぬ」 「る」、「を」		一三	五
一九三四				七	七
一九三五				九	七
一九三六				七	八
一九三七				五	一〇
一九三八				四	一
一九三九				二	三
一九四〇				一	四
一九四一				〇	五
一九四二				〇	五

(註一) 英帝国ハ第二節第三号(ロ)ノ規定ニ準拠シタル上「コロッセ」及「コリンウッド」ヲ非戦闘用トシテ保有スルコトヲ得
(註二) 基準排水量三万五千噸艦二隻
備考—「い」、「ろ」、「は」、「に」等ハ当該年度ニ於テ起工シ及完成スヘキ基準排水量三万五千噸ノ各主力艦ヲ示ス

二 軍備制限問題 (三)

四七五

二 軍備制限問題 (三)

主力艦ノ代換及廃棄

仏蘭西 国

年 度	起 工 代 艦	完 成 代 艦	廃 棄 艦 (括弧内ノ数字ハ艦齡)	保有艦總數
一九二二				前ノ型 後ノ型
一九二三				ジュットランド「海戦」
一九二四				〇
一九二五				〇
一九二六				〇
一九二七	三五、〇〇〇噸			〇
一九二八	三五、〇〇〇噸			〇
一九二九	三五、〇〇〇噸		「ジャン、パール」(一七)、「クールベール」(一七)	〇
一九三〇	三五、〇〇〇噸	三五、〇〇〇噸		〇
一九三一	三五、〇〇〇噸	三五、〇〇〇噸	「フランス」(一八)	〇
一九三二	三五、〇〇〇噸	三五、〇〇〇噸	「バリール」(二〇)、「ブルターニュ」(二〇)	〇
一九三三	三五、〇〇〇噸	三五、〇〇〇噸	「プロヴァンス」(二〇)	〇
一九三四	三五、〇〇〇噸	三五、〇〇〇噸	「ローヌ」(二〇)	〇
一九三五		三五、〇〇〇噸		〇
一九三六		三五、〇〇〇噸		〇
一九三七		三五、〇〇〇噸		〇
一九三八		三五、〇〇〇噸		〇
一九三九		三五、〇〇〇噸		〇
一九四〇		三五、〇〇〇噸		〇
一九四一		三五、〇〇〇噸		〇

一九四二

〇 (註)

(註) 噸數制限ノ範圍内ニ於テ隻數ハ任意トス

備考——仏蘭西 国ハ主力艦噸數割當ヲ其ノ適當ト認ムル所ニ從ヒ使用スルノ權利ヲ明ニ留保ス但シ各艦ノ排水量カ三万五千噸ヲ超エサルコト及主力艦合計噸數カ本条約ニ定ムル制限ノ範圍内タルヘキコトヲ条件トス

主力艦ノ代換及廃棄

伊 太 利 国

年 度	起 工 代 艦	完 成 代 艦	廃 棄 艦 (括弧内ノ数字ハ艦齡)	保有艦總數
一九二二				前ノ型 後ノ型
一九二三				ジュットランド「海戦」
一九二四				〇
一九二五				〇
一九二六				〇
一九二七	三五、〇〇〇噸			〇
一九二八	三五、〇〇〇噸			〇
一九二九	三五、〇〇〇噸			〇
一九三〇	三五、〇〇〇噸	三五、〇〇〇噸		〇
一九三一	三五、〇〇〇噸	三五、〇〇〇噸	「ダンテ、アリギエーリ」(一九)	〇
一九三二	四五、〇〇〇噸	三五、〇〇〇噸	「レオナルド、ダ、ヴィンチ」(一九)	〇
一九三三	二五、〇〇〇噸	三五、〇〇〇噸	「ジュリオ、チェザーレ」(二一)	〇
一九三四		三五、〇〇〇噸		〇
一九三五		三五、〇〇〇噸		〇

二 軍備制限問題 (三)

二 軍備制限問題 (三)

四七八

一九三六	四五、〇〇〇噸	「コンテ、ディ、カヴァール」(二二)、「デウイリオ」(二二)	一	(註)
一九三七	二五、〇〇〇噸	「アンドレア、ドーリア」(二二)	〇	(註)

(註) 噸數制限ノ範圍内ニ於テ隻數ハ任意トス
備考―伊太利國ハ主力艦噸數割當ヲ其ノ適當ト認ムル所ニ從ヒ使用スルノ權利ヲ明ニ留保ス但シ各艦ノ排水量カ三万五千噸ヲ超エサルコト及主力艦合計噸數カ本条約ニ定ムル制限ノ範圍内タルヘキコトヲ条件トス

主力艦ノ代換及廃棄

日 本 国

年 度	起 工 代 艦	完 成 代 艦	廃 棄 艦 (括弧内ノ数字ハ艦齡)	保 有 艦 總 數	
				前ノ型	後ノ型
一九二二			肥前(二〇)、三笠(二〇)、鹿島(二六)、香取(一六)、薩摩(一二)、安芸(一一)、摂津(二〇)、生駒(二四)、伊吹(一二)、鞍馬(一二)、天城(〇)、赤城(〇)、加賀(〇)、土佐(〇)、高雄(〇)、愛宕(〇)、未タ起工セサル計画中ノ八隻(註)	八	二
一九二三				八	二
一九二四				八	二
一九二五				八	二
一九二六				八	二
一九二七				八	二
一九二八				八	二

一九二九	「い」	「い」	金剛(二二)、榛名(二〇)	八	二
一九三〇	「ろ」	「ろ」	比叡(二二)、霧島(二二)	八	二
一九三一	「は」	「は」	扶桑(二二)	八	二
一九三二	「に」	「に」	山城(二二)	八	二
一九三三	「は」	「は」	伊勢(二二)	七	三
一九三四	「に」	「に」	日向(二二)	五	四
一九三五	「ほ」	「ほ」	長門(二二)	四	五
一九三六	「へ」	「へ」	陸奥(二二)	三	六
一九三七	「と」	「と」		二	七
一九三八	「ち」	「ち」		一	八
一九三九	「り」	「り」		〇	九
一九四〇				〇	九
一九四一				〇	九
一九四二				〇	九

(註) 日本国ハ第二節第三号(ロ)ノ規定ニ準拠シタル上敷島及朝日ヲ非戦闘用トシテ保有スルコトヲ得
備考―「い」、「ろ」、「は」、「に」等ハ当該年度ニ於テ起工シ及完成スヘキ基準排水量三万五千噸ノ各主力艦ヲ示ス

第二款ノ一切ノ表ニ適用スヘキ備考

前記ノ軍艦廃棄順序ハ艦齡ニ依ル尤モ前掲諸表ニ依リ代換ノ開始スルトキハ各締約国ハ其ノ軍艦廃棄順序ヲ任意ニ變更スルコトヲ得但シ各年度ニ付表中ニ規定スル艦數ヲ廃棄スルコトヲ要ス

第四節

定 義

左ノ用語ハ本条約ノ適用ニ付テハ本節ニ定ムル意義ニ之ヲ解スヘキモノトス

主力艦

主力艦トハ将来建造スル軍艦ニ関スル限り基準排水量一万噸(一万百六十「メートル」式噸)ヲ超ユル軍艦又ハ口径八吋(二百三「ミリメートル」)ヲ超ユル砲ヲ装備スル軍艦ニシテ航空母艦ニ非サルモノヲ謂フ

二 軍備制限問題 (三)

四七九

二 軍備制限問題 (三)

航空母艦

航空母艦トハ特ニ且専ラ航空機ヲ搭載スル目的ヲ以テ設計シタル基準排水量一万噸(一万百六十「メートル」式噸)ヲ超ユル軍艦ヲ謂フ航空母艦ハ艦上ニ於テ航空機ノ發着シ得ヘキ構造ヲ有スヘク且第九条又ハ第十条ノ何レカニ依リ許容セラレタルモノ以上ノ有力ナル砲ヲ裝備スルノ設計構造ヲ有セサルコトヲ要ス

基準排水量

軍艦ノ基準排水量トハ工事完成シ、乗員ヲ充實シ、機関ヲ据附ケ且航海準備(一切ノ武器彈藥、齊備品、艤裝品、乗員用ノ糧食及清水、各種需品並戰時ニ於テ裝備スヘキ各種ノ要具ノ搭載ヲ含ム)完成シ唯燃料及予備罐水ヲ搭載セサル軍艦ノ排水量ヲ謂フ

本条約中「噸」ノ語ハ「メートル」式噸ノ語ヲ用キタル場合ヲ除クノ外二千二百四十「ポンド」(千十六「キログラム」)ノ噸ヲ意味スルモノトス

現ニ完成シタル軍艦ハ各自國ノ計量法ニ依リ算定シタル現排水量噸數ヲ引続キ有スルモノトス但シ「メートル」式噸ヲ以テ排水量ヲ表示スル國ハ本条約ノ適用ニ付テハ之ヲ二

ホスト認ムル戰爭ニ從事スルニ至リタル場合ニ於テハ該締約國ハ他ノ締約國ニ通告ヲ為シタル後第十三条及第十七条ニ規定スルモノヲ除クノ外本条約ニ定ムル自國ノ義務ヲ右敵對行為ノ期間中停止スルコトヲ得但シ該締約國ハ他ノ締約國ニ對シ該時局カ右停止ヲ必要トスル性質ノモノナルコトヲ通告スルコトヲ要ス

前記ノ場合ニ於テ爾余ノ締約國ハ本条約中相互ノ間ニ如何ナル一時の修正ヲ為スヘキカニ関シ協定ヲ為スノ目的ヲ以テ協議スヘシ該協議ノ結果各締約國ノ憲法上ノ手續ニ準拠シテ正當ニ成立スル協定ヲ得ルニ至ラサルトキハ右締約國ノ何レノ一國モ他ノ締約國ニ通告ヲ与ヘタル上第十三条及第十七条ニ規定スルモノヲ除クノ外本条約ニ定ムル自國ノ義務ヲ該敵對行為ノ期間中停止スルコトヲ得

敵對行為終了ノ上ハ締約國ハ本条約ノ規定中如何ナル修正ヲ為スヘキカニ付審議スル為會議ヲ開催スヘシ

第二十三条

本条約ハ千九百三十六年十二月三十一日迄効力ヲ有ス締約國中何レノ一國ヨリモ右期日ノ二年前ニ本条約ヲ廢止スルノ意思ヲ通告セサルトキハ本条約ハ締約國ノ一國カ廢止ノ

千二百四十「ポンド」ノ噸ヲ以テ算定シタル相当排水量ヲ有スルニ過キサルモノト看做ス
今後完成スル軍艦ノ排水量噸數ハ右ニ定ムル基準排水量ニ付之ヲ算定スルモノトス

第三章

雜則

第二十一条

本条約ノ有効期間中何レカノ締約國ニ於テ海軍力ニ依ル防衛ニ関スル自國安全ノ要件カ四囲ノ状況ノ變化ニ依リ重大ナル影響ヲ受ケタリト認メタル場合ニ於テハ締約國ハ該國ノ要求ニ基キ本条約ノ規定ヲ再議シ且相互ノ協定ニ依リ之カ修正ヲ為スノ目的ヲ以テ會議ヲ開催スヘシ

技術上及科学上ノ将来ノ發達ヲ考量シ合衆國ハ、他ノ締約國ト協議ノ上、右發達ニ適応スル為本条約中如何ナル變更ヲ必要トスヘキカヲ審議スルノ目的ヲ以テ本条約實施ノ時ヨリ八年ヲ經過シタル後成ルヘク速ニ合スヘキ締約國全部ノ會議ノ開催ヲ準備スヘシ

第二十二條

何レカノ締約國カ海軍力ニ依ル自國安全ノ防衛ニ影響ヲ及

通告ヲ為シタル日ヨリ二年ヲ經過スル迄引続キ其ノ効力ヲ有スヘク爾後本条約ハ締約國全部ニ對シ廢止セラルヘシ右通告ハ合衆國政府ニ對シ書面ヲ以テ之ヲ為スヘク同政府ハ直ニ通告書ノ認証膳本ヲ爾余ノ締約國ニ送付シ且通告書ヲ受領シタル日ヲ之ニ通知スヘシ該通告ハ右受領ノ日ニ行ハレタルモノト看做シ且其ノ日ヨリ効力ヲ生スルモノトス合衆國政府自ラ廢止ノ通告ヲ為ス場合ニ於テハ其ノ通告ハ他ノ締約國ノ華盛頓駐劄外交代表者ニ對シテ之ヲ行フヘク該通告ハ右外交代表者ニ通牒ヲ為シタル日ニ行ハレタルモノト看做シ且其ノ日ヨリ効力ヲ生スルモノトス何レカノ一國ノ為シタル廢止通告カ効力ヲ生シタル日ヨリ一年内ニ締約國全部ハ會議ヲ開催スヘシ

第二十四条

本条約ハ締約國ニ依リ各自ノ憲法上ノ手續ニ從ヒ批准セラルヘク且批准書全部ノ寄託ノ日ヨリ實施セラルヘシ右ノ寄託ハ成ルヘク速ニ華盛頓ニ於テ之ヲ行フヘシ合衆國政府ハ批准書寄託ノ調書ノ認証膳本ヲ他ノ締約國ニ送付スヘシ本条約ハ仏蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トシ合衆國政府ノ記錄ニ寄託保存セラルヘク其ノ認証膳本ハ同政

二 軍備制限問題 (三)

二 軍備制限問題 (三)

府ヨリ他ノ締約国ニ之ヲ送付スヘシ

右証拠トシテ前記各全權委員ハ本条約ニ署名ス

千九百二十二年二月六日華盛頓市ニ於テ之ヲ作成ス

チャールス、エヴァンス、ヒューズ

ヘンリー、カボット、ロッジ

オスカー、ダブリュー、アンダウッド

エリヒュー、ルート

アーサー、ジェームス、バルフォア

リー、オヴ、フェアラム

エー、シー、ゲデス

アール、エル、ボーデン

ジー、エフ、ピアス

ジョン、ダブリュー、サルモンド

アーサー、ジェームス、バルフォア

ヴィー、エス、スリニヴァサ、サストリ

アー、サロー

ジュスラン

カルロ、シアンツェル

ヴィー、ロランディ、リッチ

ルイジ、アルベルティニ

加藤友三郎

幣原喜重郎

埴原正直

(印) (印) (印) (印) (印) (印) (印) (印) (印) (印)

(印) (印) (印) (印) (印) (印) (印) (印) (印) (印)

(四) 潜水艦及ビ毒ガス関係

(イ) 潜水艦関係

173 10年12月24日

ワシントン会議全權団會議係軍備制限
国際連盟關係部杉村主任ヨリ
埴原事務総長宛

新式武器ノ使用禁止ニ関シ提議ノ件

第二七号

大正十年十二月二十四日

(立顧問ノ指示ニ依り起稿ス)

新式武器ノ使用禁止ニ関シ提議ノ件

世界大戦ノ惨禍ニ顧ミ華府會議ニ参列セル五大文明国ハ嘗ニ軍備ヲ制限シテ国民ノ負担ヲ軽減スルノミナラス更ニ進シテ万一戦争ノ勃発スルニ際シテモ可成其惨禍ノ範圍及程度ヲ局限スルノ方策ヲ講セサルヘカラス此目的ヲ以テ単ニ交戦者ノミナラス非交戦者タル平和の人民ニ対シテモ禍害ヲ及ホスノ虞アル左記各種ノ新式武器ハ一律ニ之カ廃止ヲ期スルコト我ヨリ提議スルコト可然ト思考ス右ハ今回ノ會議カ戦争ノ防止ヲ究極ノ目的トナシ且米國政府ノ提出ニ係ル仮議題中ニモ新式武器ノ廃止ニ関スル一項アルニ鑑ミ克

ク會議開催ノ主旨ニ合致スル所ナルヲ信ス

一 潜水艦

○大型ノ潜水艦ハ攻撃ノ用ニ供セラルルヲ以テ之ヲ廃止スヘク小型ノモノハ主トシテ防禦ヲ目的トスルモノナレハ廃止スルニ及ハストノ主張ハ攻撃及防禦ナル觀念カ事實何レモ各場合ニ付キ一々精確ニ考察セサレハ確定シ得サルモノナルニ顧ミ直ニ同意シ得サル所ナリト思考ス

○潜水艦カ世界大戦中主トシテ敵商船ノ攻撃ニ使用セラレ之カ為メ幾多無辜ノ生命力奪ハレタルヲ想ハハ斯カル非交戦者ニ対スル攻撃ヲ(理論上ハ兎モ角)事実上主タル目的トナス非人道的武器ハ須ク之ヲ全廃スヘキモノト信ス

○潜水艦ニモ水上ニ浮フ他ノ艦艇ニ於ケルカ如ク商船ニ対シ臨検搜索等ヲ行フ權利及義務ヲ認ムレハ可ナリトノ説アルモ如斯ハ遠洋ヲ航行シ多數ノ乗組員ト十分ナル武装トヲ具備シ得ル大型ノ潜水艦ノ場合ニ於テノミ